（様式第６－８号）

（貸し付けの相手方向け）

（別途配付の場合）

機構関連農地整備事業について

○　機構関連農地整備事業について  
　機構関連農地整備事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の土地改良事業をいいます。）は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、県が農業者の費用（工事費）負担を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸付けた農用地等については、機構関連農地整備事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○　機構関連農地整備事業の内容について

　・　機構関連農地整備事業は、県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付

けの相手方の費用負担を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水

路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。

　　　・　事業実施地域については、県が各市町・地域の農地や担い手の実態、営農状況等

を考慮した上で決定されます。

○　留意事業について

　・　機構から借り受けている農用地等を目的外用途に使用等した場合には、特別徴収

金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

　本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、機構関連農地整備事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手方に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。